

不正口座利用防止のためのご協力をお願い

福岡八女農業協同組合

当組合では、犯罪収益移転防止法等に基づいたお客さまの取引時確認を徹底しております。

そのため当組合では、口座開設を希望されるお客さまに、以下のお願いをしております。

お客さまには、ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 口座開設は、原則、お住まいもしくはお勤め先の最寄りのJAの支店での開設となります。
(お住まいもしくはお勤め先が管内【八女市・筑後市・広川町】でない場合は、その理由をお伺いし、お申し込みをお断りする場合がございます。)
- すでに当組合で貯金口座をお持ちの場合は、新たな口座開設をお断りすることがあります。
- 口座開設の目的およびご職業をお尋ねいたします。
(目的の確認に加えて確認資料等をお願いする場合がございます。また、お客様了承のうえ、勤務先への在籍確認を行う場合がございます。)
- 口座開設代り金は、1,000 円以上での申込とさせていただきます。
- 犯罪利用の疑いがあると認められる貯金口座等については、お取引停止等の措置を講ずる場合がございます。

この他にも総合的な判断により、口座開設をお断りする場合がありますので予めご了承ください。